

要介護認定申請に係る留意事項

1. 要介護認定・要支援認定申請書の様式変更に伴う事務の取り扱い
2. 要介護・要支援認定申請書等の作成に関する注意点
3. 成年後見人等が専任されている被保険者の申請手続き
4. がん末期等により短期間のうちに死亡の恐れがある場合の対応

令和4年3月 介護保険課認定担当

1. 要介護認定・要支援認定申請書の様式変更に伴う事務の取り扱い

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、「要介護認定・要支援認定申請書」の様式を変更します。

新様式の運用開始日及び配布等については、別途お知らせします。

運用開始後は、順次様式の切り換えをお願いします。また、認定申請手続き等を行う際には被保険者への認定申請書の交付・説明などの対応をお願いします。

(1) 変更点

○医療保険被保険者番号等の記載について

要介護・要支援認定申請書に医療保険被保険者番号等の記載欄を追加。

○特定疾病名の記入方法

- ・ 2号被保険者について、特定疾病名の「病名記載方式」から「番号選択方式」に変更。
- ・ 認定申請書裏面から該当する特定疾病名番号を確認のうえ、該当する特定疾病名番号を記入に変更。

(2) 当面の取り扱い

新様式の認定申請書で要介護認定の代行申請を行う場合

1号被保険者は、医療保険被保険者証の写しの添付は不要

(2号被保険者は、従前どおり医療保険被保険者証の写しの添付が必要)

新様式の認定申請書の受付に際しては、当面、医療保険被保険者番号等の記載内容の確認は行いませんが、医療保険被保険者証等の確認が行える場合のみ、医療保険被保険者番号等を認定申請書に記入してください。

また、認定申請者が神戸市の国民健康保険または兵庫県後期高齢者医療保険の加入者である場合は、認定申請書の医療保険欄の保険者名は、該当する医療保険者を選択するだけで、その他の医療保険被保険者番号等の記入は不要です。

(3) 要介護認定申請書セット等 補充依頼書について

従前は、封筒に申請書等を封入した形で送付していましたが、現在は必要部数を冊子の状態で送付しているため、それぞれ必要なものを必要部数記入する様式に変更します。

申請書希望送付数の単位が「部」のみであったため「部・冊」に変更します。

神戸市介護保険認定事務センター 行
FAX:078-232-4861 依頼年月日: 年 月 日

事業者番号 ()
地域包括支援センター名称
事業者住所 区
事業者電話 (- -)
担当者氏名

要介護認定申請書セット等 補充依頼書

① 要介護認定・要支援認定申請書セット (1冊 50冊) ※ 認定申請書 (新規・更新・変更)・調査連絡票	部・冊 <small>いずれかにのりつけてください。</small>
② 神戸市介護保険要介護認定申請手続きについて ※ 記載例付案内文	部
③ 認定申請書送付用封筒 (小)	部
④ 認定申請書送付用封筒 (大)	部

<注1>半年間程度に必要と見込まれる部数をご依頼ください。
<注2>②の補充依頼に際しては、その時点までの交付簿を併せてFAXしてください。(過去に送信済みのページは不要です。)
また、送信後は交付簿を新しいページから使用してください。

2. 要介護・要支援認定申請書等の作成に関する注意点

(1) 申請書の記載・申請全般について（その1）

- ① 消えるボールペン、修正液（テープ）は使用不可
- ② 記載漏れ・記載不十分・添付書類漏れ等の申請不備が多い
 - 不備がある場合、内容確認や不備返却など事務処理に時間を要し、認定結果がでるまでに時間がかかることに…
 - 封入封緘、ポスト投函前に漏れがないか確認を！
- ③ 被保険者証・資格者証紛失届出書の届出者名の誤り
 - ・ 認定申請に添付する場合
 - …認定申請書の申請書記入者欄に記入した者と同じ
 - ・ 旨の届出に添付する場合
 - …旨の届出の届出人欄に記入した者と同じ

(1) 申請書の記載・申請全般について (その2)

- ④ 適切な時期に認定申請書を提出すること
 - 主治医確認中、退院予定あり、調査先調整中など申請内容が確定しない状態で提出しない (不備とみなし返却する場合あり)
 - 認定調査が受けられない状態で申請しない
- ⑤ 被保険者証のカバーや負担割合証・医療保険者証を添付しないこと
- ⑥ 各項目枠内におさまるよう記載すること
- ⑦ 旧帳票の使用期限を厳守すること

(2) 認定調査連絡票の記載に関する注意点 (その1)

- ① 訪問日時を調整するため、本人または調整者と連絡のつきやすい日時を具体的に記載すること
(認定調査の調査日時の指定はできないこと、調査は平日の概ね9～17時の間で実施し、原則土日は実施しないこと等を被保険者に説明すること)
- ② 携帯電話・FAXを使用している場合はその番号を記載すること
(本人の了解を得ておくこと)
- ③ 月の大半をショートステイで過ごしている等、自宅以外が日頃の状況を把握できる場所となる場合は、その理由および「ロングショート」等を記載すること
(申請書「訪問先住所」欄にはその訪問先となる住所を記載)

(2) 認定調査連絡票の記載に関する注意点 (その2)

- ④ 認知症があり、本人からの聞き取りのみでは適正な調査が困難な場合はその旨を必ず記載すること。併せて、家族等詳しい状況を確認できる方の連絡先も記載すること
(他に状況を説明できる方がいない場合はその旨記入し、可能な限りケアマネジャーも認定調査へ同席をお願いします)
- ⑤ 本人または家族が認知症または精神疾患等のため、調査にあたって配慮が必要な場合は、その具体的な状況及び配慮すべき内容を記載すること
- ⑥ 本人または家族が暴力行為の恐れがあり、調査員に危害が及ぶ可能性があるると判断されるときは、その旨を記載すること (調査員の安全確保のため複数人での対応等を検討するため)

(2) 認定調査連絡票の記載に関する注意点 (その3)

- ⑦ その他、本人の状況等を調査員へ直接説明する必要がある場合は「調査にあたって状況を事前に伝えるため、日程調整の前に連絡ください」等と記載のうえ、調査員の連絡を待って直接説明すること
(認定調査連絡票以外の別紙や付箋、メモ等を使わないこと!)
- ⑧ 枠内におさまるように記載すること

3. 成年後見人等が専任されている被保険者の申請手続き

- 成年後見人が選任されている被保険者の認定申請や旨の届出、資料提供申請は、同意欄への署名は原則として成年後見人であることが必要（家族であっても代筆はできません）
- 保佐人・補助人の場合は、与えられた代理権によって取り扱いが異なる（代理権目録で確認が必要）
- 成年後見人等であることを確認するため、申請の都度、登記事項証明書等の提出が必要
（成年後見人等が法人の場合は法人登記簿等で手続き者の確認が必要）

成年後見人等の種類等

	確認書類	備考
成年後見人	登記事項証明書 または 審判書＋審判確定証明書	すべての法律行為の代理権・同意権 (日常生活に関する行為除く)
保佐人 補助人	登記事項証明書＋代理権目録 または	代理権目録にて代理権の内容を確認 (「要介護認定の申請」に関する記載 があるもの。「介護契約」に関する記 載では不可)
任意後見人	審判書＋審判確定証明書＋ 代理行為(代理権)目録	※任意後見人の場合は任意後見監督人 が選任されていることが必要

成年後見人等が専任されている被保険者の申請手続きについて

4. がん末期等により短期間のうちに死亡の恐れがある 場合の対応

新規・変更申請において、がん末期等により短期間のうちに死亡の恐れがあり、サービスを利用する予定があるなど緊急の認定調査を必要とする場合には、可能な限り速やかに手続きを行うため、区役所あんしんすこやか係窓口で申請受付を行います（原則 平日16時まで対応）。

(1) 注意事項

- ① 窓口でがん末期等により認定調査に緊急の対応を必要とする事情（サービス利用を含む）を説明し、その状況を記載した認定調査連絡票を提出すること
- ② 限られた審査会体制の中での対応であり、緊急度が高いと判断される場合のみの対応となること
- ③ 申請を行っても調査が完了するまでに亡くなられた場合は、審査判定に必要な資料が揃わないため、申請却下となること
- ④ 要介護認定には主治医意見書も必要なため、主治医にも速やかに意見書を作成するよう必ず調整すること
- ⑤ 緊急調査は神戸市独自の制度であり、調査先が他市町村の場合、対応不可であること